

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年5月15日（令和7年（行情）諮問第564号）

答申日：令和8年7月22日（令和8年度（行情）答申第412号）

事件名：行政文書ファイル「平成21年度決定5」につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、「文書1」ないし「文書14」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年4月15日付け防官文第7347号及び令和7年2月18日付け同第3157号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1に関するもの）

（略）

（2）審査請求書2（原処分2に関するもの）

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イないしエ （略）

オ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、対象文書に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当

する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成 31 年 4 月 15 日付け防官文第 7347 号により、本件対象文書のうち、文書 1 について、法 9 条 1 項の規定に基づく開示決定処分（原処分 1）を行った後、令和 7 年 2 月 18 日付け防官文第 3157 号により、本件対象文書のうち、文書 2 ないし文書 14 について、法 5 条 1 号、3 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分 1 に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 6 年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法 5 条該当性について

原処分において、不開示とした部分及びその理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法 5 条 1 号、3 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

（1）（略）

（2）審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法 5 条該当性を十分に検討した結果、上記 2 のとおり、本件対象文書の一部が同条 1 号、3 号及び 6 号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

（3）及び（4）（略）

（5）審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

（6）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------------|---------------|
| ① 令和 7 年 5 月 15 日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年 6 月 4 日 | 審議 |
| ④ 令和 8 年 7 月 15 日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件諮問において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

また、開示実施文書を確認したところ、文書14の15枚目に記載された氏名がマスキングされていると認められるが、当該部分については、行政文書開示決定通知書では不開示とした部分として明示されておらず、原処分において不開示とされていないものと認められるので、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室（平成31年4月、大臣官房文書課公文書監理室に組織改編。）において保有する行政文書ファイル「平成21年度決定5」（以下「本件ファイル」という。）につづられた文書の開示を求めるものであったことから、開示請求時点（平成31年2月14日受付）に本件ファイルにつづられていた本件対象文書を特定した。

イ 本件ファイルを確認したところ、本件対象文書がつづられていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) 上記(1)アの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記(1)イの保管状況及び上記(1)ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1に掲げる部分について

ア 別表の番号1に掲げる不開示部分には、防衛省大臣官房文書課において作成された文書に係る起案者、決裁者の氏名及び官職等並びに担当者の氏名等が記載されていると認められる。

イ 当該不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分を開示すると、特定部署内の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、更には特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執ように開示請求等が行われ、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

ウ 当該部分を開示すると、本件については、特定の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記イの説明は否定し難く、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる部分について

別表の番号2に掲げる不開示部分には、防衛省における起案者及び担当者の内線番号、メールアドレス及び電話番号等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号3に掲げる部分について

別表の番号3に掲げる不開示部分には、異議申立人又は開示請求者の氏名、住所、電話番号等が記載されていることが認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表の番号4に掲げる部分について

当該部分は、防衛省・自衛隊の情報収集に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすると、防衛省・自衛隊における情報業務に係る態勢の一端が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表の番号5に掲げる部分について

当該部分は、防衛省・自衛隊の対領空侵犯措置に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすると、自衛隊の対処能力及び態勢等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

原処分1は、審査請求から諮問までに約6年が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

行政文書ファイル「平成21年度決定5」に綴られた文書の全て

2 本件対象文書

文書1 行政文書開示決定通知書（平成21年3月6日付け防官文第2569号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第2970号。平成21年10月15日）」のみ。）

文書2 行政文書不開示決定通知書（平成21年2月26日付け防官文第2178号）及び行政文書開示決定通知書（平成21年5月29日付け防官文第6809号）による不開示決定処分等に係る異議申立てについて

文書3 行政文書開示決定通知書（平成21年6月1日付け防官文第6920号及び平成21年4月28日付け防官文第5853号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書4 行政文書開示決定通知書（平成21年3月30日付け関防第2007号）による開示決定処分に係る異議申立てについて

文書5 行政文書不開示決定通知書（平成20年11月21日付け防官文第13545号による不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書6 行政文書開示決定通知書（平成21年3月6日付け防官文第2569号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第2970号。平成21年10月15日）」を除く。）

文書7 行政文書開示不決定通知書（平成19年7月9日付け防官文第6592号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書8 行政文書開示決定通知書（平成21年5月7日付け防官文第6029号及び平成21年5月7日防官文第6030号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書9 行政文書不開示決定通知書（平成20年11月21日付け防官文第13557号、防官文第13558号、防官文第13559号及び防官文第13560号による不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書10 行政文書開示不決定通知書（平成20年8月13日付け防官文第9784号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書11 行政文書開示決定通知書（平成21年1月8日付け防官文第1

14号及び防官文第115号並びに平成21年2月6日付け防官文第1309号)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書12 行政文書開示決定通知書(平成21年2月6日付け防官文第1308号)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書13 行政文書開示決定通知書(平成20年9月30日付け防官文第11327号及び平成21年5月28日付け防官文第6786号)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書14 行政文書開示決定通知書(平成21年2月6日付け防官文第1306号及び防官文第1307号並びに平成21年3月19日付け防官文第3383号)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

別表

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2	5 枚目、2 8 枚目から 3 0 枚目まで及び 3 7 枚目から 3 9 枚目までのそれぞれ一部（それぞれ内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 3	5 枚目、3 2 枚目及び 4 4 枚目から 4 6 枚目までのそれぞれ一部（それぞれ内線番号を除く。）	
	文書 4	1 1 枚目、3 0 枚目及び 3 1 枚目のそれぞれ一部（1 1 枚目及び 3 1 枚目のそれぞれ内線番号を除く。）	
	文書 5	8 枚目及び 2 6 枚目から 2 8 枚目までのそれぞれ一部（それぞれ内線番号を除く。）	
	文書 6	1 1 枚目、1 2 枚目、3 8 枚目及び 3 9 枚目のそれぞれ一部（1 1 枚目の内線番号及び F A X 番号並びに 1 2 枚目、3 8 枚目及び 3 9 枚目のそれぞれ内線番号を除く。）	
	文書 7	1 1 枚目、2 6 枚目、3 4 枚目、3 7 枚目、4 7 枚目及び 6 9 枚目から 7 5 枚目までのそれぞれ一部（1 1 枚目、2 6 枚目、3 4 枚目、3 7 枚目及び 7 5 枚目のそれぞれ内線番号並びに 6 9 枚目、7 0 枚目及び 7 2 枚目から 7 4 枚目までのそれぞれメールアドレス、内線番号及び F A X 番号並びに 7 1 枚目のメールアドレス及び内線番号を除く。）	

	文書 8	1 枚目、6 1 枚目、6 6 枚目、6 7 枚目及び 8 9 枚目のそれぞれ一部（それぞれ内線番号を除く。）	
	文書 9	1 枚目及び 1 0 1 枚目のそれぞれ一部（それぞれ内線番号を除く。）	
	文書 1 0	9 枚目、2 2 枚目、2 8 枚目及び 3 3 枚目のそれぞれ一部（それぞれ内線番号を除く。）	
	文書 1 1	2 9 枚目及び 7 2 枚目から 7 4 枚目までのそれぞれ一部（それぞれ内線番号を除く。）	
	文書 1 2	1 枚目の一部（内線番号を除く。）	
	文書 1 3	1 枚目、4 5 枚目及び 5 0 枚目から 5 3 枚目までのそれぞれ一部（それぞれ内線番号を除く。）	
	文書 1 4	2 5 枚目、6 4 枚目から 6 9 枚目まで、7 3 枚目及び 7 4 枚目のそれぞれ一部（それぞれ内線番号を除く。）	
2	文書 2	5 枚目、2 8 枚目から 3 0 枚目まで及び 3 7 枚目から 3 9 枚目までのそれぞれ内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 3	5 枚目、3 2 枚目及び 4 4 枚目から 4 6 枚目までのそれぞれ内線番号	
	文書 4	1 1 枚目及び 3 1 枚目のそれぞれ内線番号	
	文書 5	8 枚目及び 2 6 枚目から 2 8 枚目までのそれぞれ内線番号	
	文書 6	1 1 枚目の内線番号及び F A X 番号並びに 1 2 枚目、3 8	

		枚目及び39枚目のそれぞれ内線番号	
	文書7	11枚目、26枚目、34枚目、37枚目及び75枚目のそれぞれ内線番号並びに69枚目、70枚目及び72枚目から74枚目までのそれぞれメールアドレス、内線番号及びFAX番号並びに71枚目のメールアドレス及び内線番号	
	文書8	1枚目、61枚目、66枚目、67枚目及び89枚目のそれぞれ内線番号	
	文書9	1枚目及び101枚目のそれぞれ内線番号	
	文書10	9枚目、22枚目、28枚目及び33枚目のそれぞれ内線番号	
	文書11	29枚目及び72枚目から74枚目までのそれぞれ内線番号	
	文書12	1枚目の内線番号	
	文書13	1枚目、45枚目及び50枚目から53枚目までのそれぞれ内線番号	
	文書14	25枚目、64枚目から69枚目まで、73枚目及び74枚目のそれぞれ内線番号	
3	文書2	1枚目から4枚目まで、9枚目、15枚目、22枚目から26枚目まで、31枚目、32枚目及び35枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法
	文書3	1枚目から4枚目まで、7枚目、15枚目、22枚目から25枚目まで、27枚目から	

		29枚目まで及び31枚目のそれぞれ一部	5条1号に該当するため不開示とした。
	文書4	1枚目、2枚目、13枚目、14枚目、23枚目、24枚目から26枚目まで及び28枚目のそれぞれ一部	
	文書5	1枚目、10枚目、11枚目、13枚目、19枚目、20枚目、23枚目及び25枚目のそれぞれ一部	
	文書6	1枚目から3枚目まで、14枚目、22枚目から24枚目まで及び37枚目のそれぞれ一部	
	文書7	1枚目、2枚目、10枚目、13枚目、21枚目から23枚目まで及び25枚目のそれぞれ一部	
	文書8	3枚目から6枚目まで、16枚目、17枚目、29枚目、41枚目、51枚目から55枚目まで及び57枚目から59枚目までのそれぞれ一部	
	文書9	3枚目から7枚目まで、14枚目、21枚目、28枚目、35枚目、41枚目、47枚目、53枚目、59枚目から64枚目まで、66枚目から68枚目まで、70枚目から72枚目まで、74枚目から76枚目まで及び78枚目のそれぞれ一部	
	文書10	1枚目、2枚目、8枚目、11枚目、17枚目、18枚目、20枚目及び21枚目のそれぞれ一部	
	文書11	1枚目、2枚目、10枚目か	

		ら 1 2 枚目まで、1 9 枚目から 2 1 枚目まで、2 8 枚目、3 1 枚目、3 9 枚目、4 6 枚目、5 3 枚目から 5 6 枚目まで、6 2 枚目及び 6 8 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 2	3 枚目、4 枚目、1 1 枚目、1 3 枚目、2 1 枚目、2 3 枚目、2 4 枚目及び 2 7 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 3	3 枚目、4 枚目、1 1 枚目、1 2 枚目、1 9 枚目、2 1 枚目、2 3 枚目、3 0 枚目、3 7 枚目から 3 9 枚目まで、4 1 枚目、4 3 枚目、4 6 枚目、4 7 枚目及び 4 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 4	1 枚目、2 枚目、8 枚目、9 枚目、1 6 枚目、2 3 枚目、2 4 枚目、2 7 枚目、3 3 枚目、3 9 枚目、4 5 枚目から 4 8 枚目まで、5 4 枚目及び 6 0 枚目のそれぞれ一部	
4	文書 7	6 5 枚目、6 7 枚目及び 6 8 枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の情報収集に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊における情報業務に係る態勢の一端が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
5	文書 7	6 6 枚目の一部	領空侵犯に関する情報で

			あり、これを公にすることにより、自衛隊の対処能力及び態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
--	--	--	---

※当審査会事務局において整理した。